

佐倉フィルムコミッション事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の魅力を国内外に広く発信し、本市の知名度向上、交流人口の増加及びシビックプライド(市民としての誇り)の醸成に寄与するプロモーション活動の一環として、市内における撮影を支援する佐倉フィルムコミッション事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 映像 映画(ビデオ装置を使用するものを含む。)、テレビ及びウェブサイトで放送する番組(コマーシャルを含む。)、その他これらに準ずる動画又は静止画をいう。
- (2) 出版物 雑誌、カタログ、ポスターその他の販売又は配布を目的とした書物又は図画をいう。
- (3) 映像等 映像又は出版物をいう。
- (4) 撮影 映像等を制作するために行う撮影をいう。
- (5) 撮影者 撮影する者又は委任その他の契約に基づき撮影に関し必要な全ての権限を有している者をいう。
- (6) 撮影受入施設 撮影を受け入れる施設をいう。
- (7) 施設管理者 撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 良好な撮影環境の保持のために行う、次に掲げる支援(以下「撮影支援」という。)
 - ア 撮影に関する相談への対応、助言及び情報提供
 - イ 撮影者と撮影受入施設との間の撮影実施に関する調整
 - ウ 撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認
 - エ その他撮影が円滑に実施されるために必要と認める支援

- (2) 本事業に係る広報
- (3) その他本事業の実施に当たり必要な事項

2 次に掲げる事項は、行わないものとする。

- (1) 撮影支援を受けた映像等に対する本市の後援名義の使用許諾、協賛及び資金助成
- (2) 撮影支援を受けた映像等の公開、放映、放送又は出版に係るプロモーションに対する本市の後援名義の使用許諾、協賛及び資金助成

(撮影支援の対象)

第4条 撮影支援の対象は、広く公開、放映、放送又は出版されることが予定されており、かつ、不特定多数の者が視聴又は購読できる映像等の撮影とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する撮影は、対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像等の撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構から「R15+」又は「R18+」指定を受ける見込みのある映画の撮影
- (3) 視聴制限を設ける予定の映像等（映画を除く。）の撮影
- (4) 公序良俗に反する映像等の撮影
- (5) 法令を遵守せずに行われる撮影
- (6) 本事業の趣旨に反する映像等の撮影
- (7) 本事業に係る業務を著しく妨げるおそれがある撮影
- (8) 公益を害するおそれがある撮影
- (9) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影
- (10) その他市長が撮影支援の対象外と認める撮影
（撮影支援の申請等）

第5条 撮影支援を希望する撮影者は、企画書を添付の上、佐倉フィルム Kommission撮影支援申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める同意事項を遵守しなければならない。

3 申請者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（撮影支援の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、原則として5日（佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項の市の休日を除く。）以内に撮影支援の可否を佐倉フィルム Kommission撮影支援承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（撮影完了の報告）

第7条 撮影者は、撮影が終了した後、速やかに撮影完了報告書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（撮影支援の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定による撮影支援の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該撮影支援の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による承認の条件に違反したとき。

- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長が別に定める規定に違反したとき。
- (3) 第11条に規定する本事業の所管課又は施設管理者の指示を無視したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により撮影支援の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (5) その他本事業の運営上支障があると認められるとき。

(免責)

第9条 本市は、撮影支援を受けた映像等の内容について一切の責任を負わないものとする。

- 2 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、施設管理者から撮影の許可を取り消された等により、予定どおりに撮影ができなかった場合であっても、このことを理由として、本市に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第10条 本事業に要する費用は、本市の負担とする。

- 2 撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める撮影料、施設使用料その他撮影に要する費用は、撮影者の負担とする。

(事業の所管)

第11条 本事業に係る事務は、魅力推進部佐倉の魅力推進課が行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年9月19日佐地第81号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日決裁佐地第212号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日決裁佐行第967号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。